

公立大学法人埼玉県立大学建設工事請負等競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 公立大学法人埼玉県立大学が発注する建設工事の請負並びに調査、設計、測量及び建築物の管理に関するその他の業務委託に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、公立大学法人埼玉県立大学建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、業務委託契約約款又は土木設計業務等委託契約約款若しくは建築設計業務委託契約約款。以下「契約約款」という。）、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、公立大学法人埼玉県立大学建設工事請負等競争入札参加者心得、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及びその他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。
4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し、公立大学法人埼玉県立大学の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

6 一般競争入札の参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当する場合で、その関係のある者同士が同一入札に参加してはならない。なお、共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が次の各号のいずれかの関係にないこと。

(1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合

(2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下 同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(6) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合（その他の業務委託を除く）

(7) その他（1）から（6）の各号と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

7 建設工事の競争入札において、対象工事に係る設計業務等の受託者（発注者が入札公告又は指名通知に明示した者）又は当該受託者と次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加してはならない。なお、共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が次の各号のいずれかの関係にないこと。

(1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合

(2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合ただし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(6) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

(7) その他（1）から（6）の各号と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

（指名の取消等）

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

（1）公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（以下「契約取扱規程」という。）第3条の規定に該当する者となったとき。

（2）死亡（法人においては解散）したとき。

（3）営業停止命令を受けたとき。

（4）営業の休止又は廃止をしたとき。

（5）金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。

3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、財務規則第102条において準用する財務規則第91条及び契約取扱規程第4条の規定に該当するとき、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 埼玉県内で工事事故を起こしたとき。

5 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づき入札参加停止の措置を受けた場合、及び埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき入札参加除外等の措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

（一般競争入札の参加資格）

第5条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- 一 契約取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。
- 二 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- 三 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- 四 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- 五 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置及び埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱第3条に基づく指名除外を受けていない者であること。

（入札）

第6条 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

2 入札は、入札公告等で指示した日時及び方法に従って行い、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認めない。

3 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。

4 入札は、入札者が見積もった金額の100/110に相当する金額により行わなければならぬ。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。

6 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

7 入札金額見積内訳書に不備がある場合は、当該入札を無効とすることがある。入札金額見積内訳書の取扱いは、建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱い（埼玉県入札課掲載の入札・契約事務関係例規集）による。

（入札の辞退）

第7条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（標準様式第6号）を直接持参して行う。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。

2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。

3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめことがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 入札公告等で指示がある場合を除き、郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札
- (7) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (8) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札
- (9) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者）とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表し、後日通知する。

3 第13条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第14条に規定する調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。

(低入札価格時の落札者決定の保留)

第13条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の100/110の価格

未満の入札（以下「低入札価格」という。）があるときは、前条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留する。

- 2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低入札価格以外の入札にあっては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。
- 3 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（低入札価格の調査）

第14条 前条第1項の規定により落札者の決定を保留したときは、低入札価格のうち入札価格の最も低いものについて、次のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないと認められる入札
 - (2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められる入札
- 2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低入札価格について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低入札価格について調査を行う。
 - 3 すべての低入札価格について前二項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低入札価格以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が高いもの）をした者を落札者とする。
 - 4 低入札価格をした者は、調査に協力しなければならない。
 - 5 第1項に規定する調査に応じないとき又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第15条 落札とすべき同額の入札をした者が、2者以上いるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

- 2 第13条第3項の規定は、前項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

（再度入札）

第16条 初度入札において落札者がないときは、再度入札を行う。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合において最低制限価格の100/110未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。
 - (1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、初度入札で低入札価格があつたとき。
 - (2) 再度入札に参加することができる者がないとき。
- 4 再度入札は3回限りとする。

（不調時の取扱い）

第17条 再度入札によつてもなお落札者がないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

- 2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。
- 3 再度入札において低入札価格がなかつたときにおいて、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において直ちに、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で

適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

4 再度入札において低入札価格があったときにおいて、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときの取扱いについては、次の各号の定めるところによる。

(1) 随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。

(2) 見積書の提出期日において、随意契約の相手方となることを希望する者から見積書及び見積書提出期日における見積権限を委任された者が見積りをするときにあっては入札・見積委任状を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

5 前二項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を契約の相手方に通知する。

(契約書等の提出)

第18条 落札者は、落札者決定通知を受けたときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて提出するものとする。

(1) 免税事業者の場合は免税事業者届（標準様式第8号）なお、提出がない場合は課税事業者として扱うこととする。

(2) 当該入札が建設工事に係る指名競争入札である場合は、社会保険等の加入に関する届出書又は社会保険等の適用除外に関する届出書

2 落札者は、締結する契約の内容を記載した書面（建設工事請負契約書（案）（業務委託の場合は、業務委託契約書（案）又は土木設計業務等委託契約書（案）若しくは建築設計業務委託契約書（案）。）以下「契約書（案）」という。）が到達した日から5日（その期間中に埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日がある場合においては、当該休日を除く。）以内に、契約書（案）及び誓約書に記名押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

3 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

4 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは契約を締結しないことがある。この場合、公立大学法人埼玉県立大学は損賠賠償の責めを一切負わないものとする。

- (1) 落札者が、契約取扱規程第3条の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。
- (3) 落札者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。
- (4) 落札者が暴力団排除要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けたとき。
- (5) 予定価格1億円以上の工事にあっては、落札者が国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けたとき。
- (6) その他、入札執行が公正、公平に行われていなかったと発注者が認めたとき。

(契約の確定)

第19条 契約は、理事長又は理事長から委任を受けた者と、落札者が契約書（案）に記名押印したときに確定する。

(異議の申立)

第20条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第21条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管する。また、談合情報等があつた場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。

2 建設工事の入札参加者は、一般競争入札にあってはその入札に係る開札日の、指名競争入札にあってはその入札に係る契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経

営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満のときはこの限りでない。

附 則

- 1 この心得は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、2019年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、2020年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、2023年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、2025年2月1日から施行する。

(標準様式第6号)

入札辞退届

下記について参加資格等確認申請しましたが、都合により入札を辞退します。

記

1 委託業務名

2 履行場所

年 月 日

住 所

名称・商号

代表者名

印

様

※ (標準様式第8号)

免税事業者届出書

年　月　日

(あて先)

住　　所
名称・商号
氏　　名　　　印

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）となる予定であるのでその旨届出します。

記

課　税　期　間　　自　　年　月　日

至　　年　月　日

※ 課税期間は法人の場合は事業年度（決算日の翌日から決算日までの期間）、個人の場合は暦年を記入する。